

ご利用に当たって

意見等聴取制度、心情等伝達制度、加害者に関する情報の通知をご利用になるには、申出の手続が必要です。(相談・支援については特に手続は必要ありません。)

申出先、申出の手続、必要書類等は、制度によって異なります。くわしくは、お住まいの都道府県にある保護観察所にお問い合わせください。

利用できる期間

- 意見等聴取制度については、加害者の仮釈放・仮退院の審理が行われている間です。
- 心情等伝達制度については、加害者が保護観察を受けている間です。
- 加害者に関する情報の通知及び相談・支援については、お問い合わせください。

更生保護と被害者支援

更生保護は、犯罪や非行をした人が同じ過ちを繰り返さないよう、社会内において指導監督や援護等を行う制度です。犯罪被害者等基本計画(平成17年)に基づき、更生保護においても犯罪被害者等の支援に取り組むことになりました。

保護観察とは、犯罪や非行をした人が善良な社会の一員として更生するように、指導監督及び補導援護を行うものです。

仮釈放・仮退院とは、刑務所や少年院に収容されている人を、収容期間の満了前に一定の条件の下に釈放して、保護観察に付す制度です。

連絡先一覧 (被害者専用担当番号)

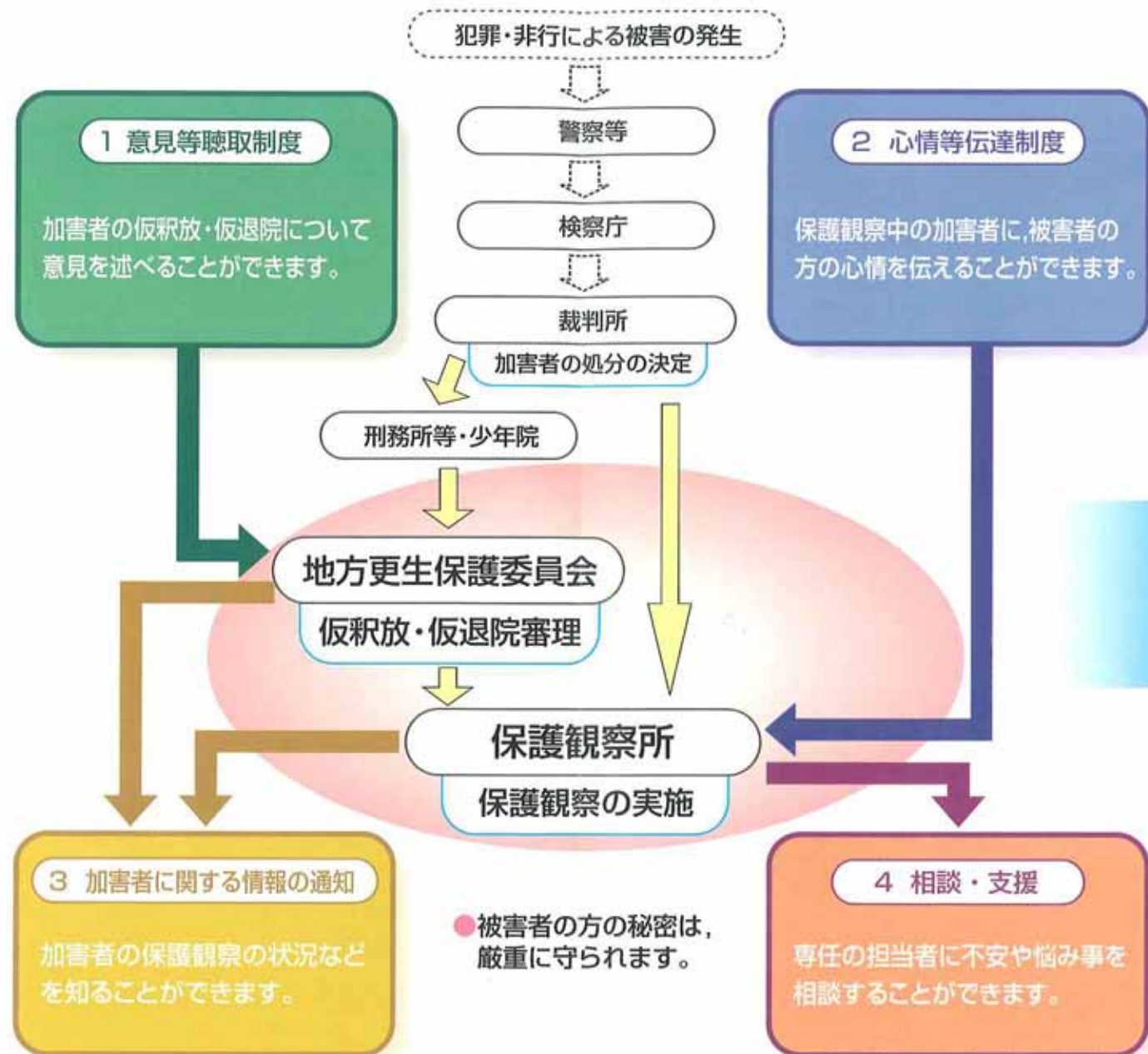
地方更生保護委員会		
北海道	011-272-5270	〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目札幌第三合同庁舎
東北	022-221-3540	〒980-0812 宮城県仙台市青葉区片平1-3-1仙台法務総合庁舎
関東	048-601-2132	〒330-9725 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1-11さいたま新心合同庁舎二号楼
中部	052-951-2951	〒460-8524 愛知県名古屋市中区三の丸4-3-1名古屋法務合同庁舎
近畿	050-3080-9912	〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-176大阪合同庁舎4号館
中国	082-224-0920	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁2-15広島法務合同庁舎
四国	087-826-4055	〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1高松法務合同庁舎
九州	092-761-7822	〒810-0073 福岡県福岡市中央区舞鶴2-5-30福岡第二法務合同庁舎
保護観察所		
札幌	011-261-9228	〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目札幌第三合同庁舎
函館	0138-24-2112	〒040-8550 北海道函館市新川町25-18函館地方合同庁舎
旭川	0166-59-2088	〒070-0901 北海道旭川市花咲町4-2272-15旭川地方法務合同庁舎
釧路	0154-23-3207	〒085-8535 北海道釧路市幸町10-3釧路地方合同庁舎
青森	017-732-1049	〒030-0861 青森県青森市長島1-3-25青森法務総合庁舎
岩手	019-624-3433	〒020-0023 岩手県盛岡市内丸8-20盛岡法務合同庁舎
仙台	022-221-1455	〒980-0812 宮城県仙台市青葉区片平1-3-1仙台法務総合庁舎
秋田	018-862-4718	〒010-0951 秋田県秋田市山王7-1-2秋田地方法務合同庁舎
山形	023-531-2431	〒990-0046 山形県山形市大手町1-32山形地方法務合同庁舎
福島	024-534-2241	〒960-8017 福島県福島市環塚17福島法務合同庁舎
水戸	029-227-7072	〒310-0061 茨城県水戸市北見町1-1水戸地方法務合同庁舎
宇都宮	028-621-2298	〒320-0036 栃木県宇都宮市小幡2-1-11宇都宮地方法務合同庁舎
前橋	027-237-5014	〒371-0026 群馬県前橋市大手町3-2-1前橋法務総合庁舎
さいたま	048-861-8843	〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-58さいたま法務総合庁舎
千葉	043-204-7794	〒260-8513 千葉県千葉市中央区中央港1-11-3千葉地方合同庁舎
東京	03-3597-0132	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-1中央合同庁舎6号館A棟
横浜	045-201-1848	〒231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通9横浜法務合同庁舎
新潟	025-222-1500	〒951-8104 新潟県新潟市中央区西大樋町5191新潟地方法務総合庁舎
甲府	055-235-7127	〒400-0032 山梨県甲府市中央1-11-8甲府法務合同庁舎別館
長野	026-234-2060	〒380-0846 長野県長野市旭町1108長野地方法務合同庁舎
静岡	054-253-0209	〒420-0853 静岡県静岡市葵区追手町9-4-5静岡地方法務合同庁舎
富山	076-421-5663	〒939-8202 富山県富山市西田地方町2-9-10富山法務合同庁舎
石川	076-261-0089	〒920-0024 石川県金沢市西念3-4-1金沢駅西合同庁舎
福井	0776-28-7125	〒910-0019 福井県福井市春山1-1-54福井春山合同庁舎
岐阜	058-265-2579	〒500-8812 岐阜県岐阜市美江寺町2-7-2岐阜法務総合庁舎別館
名古屋	052-961-0249	〒460-8524 愛知県名古屋市中区三の丸4-3-1名古屋法務合同庁舎
津	059-227-6675	〒514-0032 三重県津市中央3-12津法務総合庁舎
大津	077-524-4420	〒520-0044 滋賀県大津市京町3-1-1大津地方法務合同庁舎
京都	075-417-4803	〒802-0032 京都府京都市上京区烏丸通今出川上る岡松町255
大阪	06-6949-6522	〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-176大阪合同庁舎4号館
神戸	078-351-4020	〒650-0016 兵庫県神戸市中央区横通1-4-1神戸法務総合庁舎
奈良	0742-23-1233	〒630-8213 奈良県奈良市登大路町1-1奈良地方法務合同庁舎
和歌山	073-436-2520	〒640-8143 和歌山県和歌山市二番丁2和歌山地方合同庁舎
鳥取	0857-22-3519	〒680-0842 鳥取県鳥取市吉方109鳥取第三地方合同庁舎
松江	0852-21-2250	〒690-0841 島根県松江市向島町134-10松江地方合同庁舎
岡山	086-224-3008	〒700-0807 岡山県岡山市南方1-3-58岡山地方法務合同庁舎
広島	082-221-4489	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁2-15広島法務合同庁舎
山口	083-922-1329	〒753-0068 山口県山口市中河原町6-16山口地方合同庁舎2号館
徳島	089-622-4368	〒770-0851 徳島県徳島市徳島町城ノ内6-6徳島地方合同庁舎
高松	087-822-5447	〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1高松法務合同庁舎
松山	089-941-9985	〒790-0001 愛媛県松山市一番町4-4-1松山法務総合庁舎
高知	098-873-1090	〒790-0870 高知県高知市本町4-3-41高知地方合同庁舎
福岡	092-737-6983	〒810-0073 福岡県福岡市中央区舞鶴1-4-13
佐賀	0952-27-4155	〒840-0041 佐賀県佐賀市城内2-10-20佐賀合同庁舎
長崎	095-822-5184	〒850-0033 長崎県長崎市方町8-16長崎法務合同庁舎
熊本	096-366-8770	〒862-0971 熊本県熊本市大江3-1-53熊本第二合同庁舎
大分	097-536-6308	〒870-0045 大分県大分市城崎町2-3-21大分法務合同庁舎
宮崎	0985-24-4390	〒890-0803 宮崎県宮崎市旭2-1-18宮崎法務合同庁舎
鹿児島	099-227-4080	〒892-0816 鹿児島県鹿児島市山下町13-10鹿児島地方法務合同庁舎
那覇	098-853-2961	〒900-0022 沖縄県那覇市樋川1-15-15那覇第一地方合同庁舎

犯罪被害者の方々へ

更生保護における
犯罪被害者等の方々のための
新しい制度

法務省保護局

更生保護における犯罪被害者等の方々のための制度



1 意見等聴取制度

- 地方更生保護委員会が行う加害者の仮釈放・仮退院の審理において、意見等を述べるすることができます。
- ご希望がある場合は、申出の手続が必要です。申出ができる方は、(1) 仮釈放・仮退院の審理の対象となっている加害者の犯罪等により被害を受けた方、(2) 被害を受けた方の法定代理人、(3) 被害を受けた方が亡くなった場合又はその心身に重大な故障（病気やけがなど）がある場合におけるその配偶者、直系親族又は兄弟姉妹です。

2 心情等伝達制度

- 被害に関する心情等をお聴きし、これを保護観察中の加害者に伝えます。
- ご希望がある場合は、申出の手続が必要です。申出ができる方は、(1) 加害者が保護観察に付される理由となった犯罪等により被害を受けた方、(2) 被害を受けた方の法定代理人、(3) 被害を受けた方が亡くなった場合又はその心身に重大な故障（病気やけがなど）がある場合におけるその配偶者、直系親族又は兄弟姉妹です。

3 加害者に関する情報の通知

- 加害者の保護観察の状況等に関する情報を、希望される被害者の方やご遺族等に通知します。
- ご希望がある場合は、申出の手続が必要です。申出先等については、電話等でお問い合わせください。

4 相談・支援

- 保護観察所の被害者専任の担当者がご相談に応じます。
- 被害者の方やご遺族等のための制度や手続等に関する情報を提供します。また、ご相談に応じて関係機関・団体等の紹介等を行います。
- ご希望がある場合は、電話等でお問い合わせください。

くわしくは、お住まいの都道府県にある保護観察所にお尋ねください。